

従業員・パート・アルバイトの方の突然の病気・ケガでお悩みではありませんか



# ケガ・病気入院補償制度 ～業務災害総合保険～

(業務災害補償特約、疾病入院医療費用補償特約 等セット)

病気やケガで治療・入院されたとき

医療費の自己負担分その他、差額ベッド代・食事療養費(病気入院の場合)・諸雑費(病気入院の場合)などを補償します。

- 事業主・従業員・常勤のパート、常勤のアルバイトの方が対象です。
- 法人契約の場合、保険料は全額損金扱いとなります。  
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(平成25年12月現在)
- 法人・お店単位でのご加入、売上高で保険料が決まります。
- 従業員・パートの方など無記名で補償しますので人数は問いません。



## 全国飲食業組合 事業主・従業員の方のための

ケガ・病気入院補償制度のご案内 ～AIUの業務災害総合保険～

貴店では従業員・パート・アルバイト様向けの福利厚生を促進を、取り組むべき重要課題のひとつに位置付けておられることと存じます

そこで、今回、魅力的な補償をお届けする制度として、AIU損害保険(株)の「ケガ・病気入院補償制度」をご案内させていただくこととなりました。

この保険は、全国で一定以上の組合員様のご加入されることにより、個別にお申しいただくより、事業者数割引で割安な保険料でご加入いただけ、さらに、各種サービスもご利用いただけるなどのメリットがございます。

ぜひ、ご加入をご検討いただき、従業員・パート・アルバイト様の福利厚生の充実にご活用いただければ幸いです。

# 全国飲食業組合 事業主・従業員の方の

## 「ケガ・病気入院補償制度」の特長 (地震・噴火・津波危険補償特約セット)

**1** この保険は、法人、お店単位でのご加入となり、保険料は売上高と業種(兼業がある場合は売上比)で決まります。

### 2 補償について

#### 病気の補償 (1泊2日以上入院が対象)

事業主、常勤\*の法人役員・社員、常勤のパート・アルバイトの方が対象となります。無記名、個別告知は不要で、人員の増加、入れ替わりがあっても自動的に補償されます。ただし、すでに発病している病気や合併症は補償できません。

\*常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

**健康保険などの自己負担分(30%)※1  
先進医療費用※2、差額ベッド代**などの実際に負担した費用を補償します。

※1、健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。

※2、先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院または通院の場合も、補償対象となります。

#### ◆ お支払い例 (肺炎で5日間入院の場合)

- ① 入院診療費(医療費の3割自己負担分)…51,730円
  - ② 食事療養費…3,900円
  - ③ 差額ベッド代※3(1日9,000円×5日)…45,000円
  - ④ 消費税※4…3,600円
  - ⑤ 諸雑費(1日1,100円×5日)…5,500円
- ※3、1万円×入院日数の金額を限度に自己負担された額をお支払いします。  
※4、平成26年4月1日現在

保険金総額  
**109,730円**

#### ケガの補償

事業主、常勤\*の法人役員・社員、常勤のパート・アルバイトの方が対象となりますが、就業中のケガは非常勤の法人役員、非常勤のパート・アルバイトも対象となります。

- ◆ 不慮の事故による死亡保険金、後遺障害補償保険金がお支払いされます。
- ◆ 地震や津波によるケガや死亡も補償されます。
- ◆ 入院・通院による治療費自己負担分をお支払いします。
- ◆ 入院した場合、治療費の他、入院補償保険金をお支払いします。
- ◆ 手術時の入院の有無に応じて手術補償保険金をお支払いします。

**3** 法人が契約者として従業員全員のために負担する保険料は全額が損金扱いとなります。  
(法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用 平成25年12月現在)

## おすすめする補償内容例 (5事業者以上加入の場合で事業者数割引5%を適用)

### 本制度でおすすめする補償内容例

フルタイム補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット

(飲食業100% 売上高4,000万円未満の場合)

※売上高4,000万円以上の場合は別途お見積もりとなります。

24時間補償	補病 償気	疾病入院医療費用補償保険金 (1泊2日以上(注))	1回の入院につき50万円限度(365日限度)
	ケガ の補 償	医療費用補償保険金	100万円限度(365日限度)
		入院補償保険金	1日につき5,000円(180日限度)
		手術補償保険金 (1事故につき1回)	手術時の入院の有無に応じて 入院中 5万円 入院中以外2.5万円
		後遺障害補償保険金 (1~14級)	障害等級に応じて500~20万円
		死亡補償保険金	500万円
使用者賠償責任限定補償保険金 (死亡のみ補償)		1名/1災害 500万円限度	
月払い保険料(1社あたり)		11,570円	

(注) 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院または通院の場合も、補償対象となります。

## ご加入組合員様のメリット

### 付帯サービス その1 内容

団体加入の事業主、従業員様、ご家族(ハロー健康相談24のみ)に対して以下サービスを提供します。



#### 1 ハロー健康相談24(24時間電話健康相談サービス)

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

#### 2 メンタルケアカウンセリングサービス

全国各地のカウンセリングルームにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。お一人様年間3回まで無料でカウンセリングが受けられます。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。



#### 3 セカンドオピニオンアレンジサービス

日本の医学界の各専門分野を代表する医師※(総合相談医※)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、優秀専門医※の紹介(紹介状の作成)もします。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

※ティーベック株式会社の用語定義です。



### 付帯サービス その2 携帯カード

団体加入の事業主、従業員様に対して、本サービスご案内いただく際に、ご活用いただけるカード・チラシを用意しております。

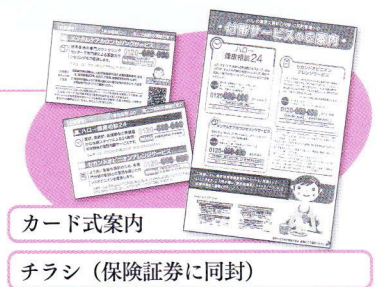
(注1) 本サービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

(注2) 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。

(注3) ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。

(注4) サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。

(注5) サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。



カード式案内

チラシ(保険証券に同封)

## 団体加入による保険料の割引率 全国合計の加入事業者数で決まります。

加入事業者数	割引率
1000 事業者以上	30%
500 事業者以上	25%
100 事業者以上	20%
50 事業者以上	15%



より多くの組合員様をご加入されることで、より割安に、ご加入いただけます。



保険期間開始日時点における加入事業者数により割引率が決まります。適用される割引率については、取扱代理店にお問い合わせください。

## 保険期間

2014年6月1日から2015年6月1日

当制度は団体契約のため毎年6月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外にご加入される場合の保険期間開始日については取扱代理店へお問い合わせください。

## ご加入にあたってのご注意

### 保険期間の開始前に発病した病気について

**ご注意**

保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

※ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。ご契約を途中で解約し、再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。保険期間の途中で加入された方(例:新入社員など)については、加入された日をいいます。

◆既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

◆入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要になった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

このチラシは業務災害総合保険の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットなどをご覧いただくか、取扱代理店またはA I U損害保険株式会社にお問い合わせください。

ご契約前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## お問合せ

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

電話 03-5402-8630 Fax 03-5402-8629

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2  
全国生衛会館 5F

■ AIU 損害保険株式会社の損害保険募集人は、  
保険契約の締結の代理権を有しています。

### ●引受保険会社

AIU損害保険株式会社 <http://www.aiu.co.jp/>

東京第五支店 営業一課 担当 秋元  
〒163-0814 東京都新宿区西新宿 2-4-1  
新宿 NSビル 14階

電話 03-5320-2561 Fax 03-5320-2581

### ●取扱代理店

カンエーインターナショナル株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-4  
全理連ビル2階

電話 03-3320-3448 Fax 03-3320-1274

詳しい資料のご請求は別紙で

**FAX 03-5402-8629**

全国飲食業生活衛生同業組合連合会まで

取扱代理店

D-001531

有効期限 2015年5月